

# HIMEDIC山中湖倶楽部（併行型） 会則

## 第1条(名称)

本会の名称は、HIMEDIC山中湖倶楽部(以下「本倶楽部」といいます)とします。

## 第2条(目的)

本倶楽部は、会員相互の親睦ならびに会員の心身の健康維持・増進を図ることを目的とします。

## 第3条(所在地)

本倶楽部は、山梨県南都留郡山中湖村平野562-12 エクシブ山中湖内に置きます。

## 第4条(運営・管理)

本倶楽部の運営・管理は、株式会社ハイメディック(以下「会社」といいます)が行うものとします。

## 第5条(会員のつとめ)

会員は、本倶楽部の健全な発展および会員相互の親睦に貢献する義務を負うとともに、本会則および別途定める細則、利用規程を遵守するものとします。

## 第6条(会員の種類)

本倶楽部の会員は、個人会員、法人会員および特別会員とします。

## 第7条(会員の資格)

会員の資格は、本倶楽部の趣旨に賛同し、会員に相応しい品格と社会的信用のある方で、かつ、所定の会員資格金(入会金、保証金)および年会費を納付し、以下の各号に該当しない個人もしくは法人で、資格審査による会社の承認を得た方が取得するものとします。なお、会員証(同機能の電磁的記録その他代替物を含みます。以下、同じ。)の発行日が会員資格に取得日とします。

### 1. 個人

- (1) 未成年の方
- (2) 暴力団もしくは反社会的団体の構成員またはその関係者である方、またはあつた方
- (3) 刺青または刺青と誤解を受けるもの等をされている方
- (4) 刑法上の罪名またはその他の法律の刑罰法規により禁固以上の刑を含む罪名で起訴された方、またはその嫌疑を受け社会的信用を失った方
- (5) その他会社が会員として不適当と判断した方

### 2. 法人

- (1) 暴力団もしくは反社会的団体の構成員またはその関係者である方、またはあつた方が経営もしくは関与する法人
- (2) 暴力団もしくは反社会的団体の構成員またはその関係者である方、またはあつた方が役員をしている法人
- (3) 刺青または刺青と誤解を受けるもの等をしている方が役員をしている法人
- (4) 刑法上の罪名またはその他の法律の刑罰法規により起訴された法人ないしはその役員、またはその嫌疑を受け社会的信用を失った法人ないしはその役員
- (5) その他会社が会員として不適当と判断した法人

## 第8条(資格期間)

会員の資格期間は、会員証発行日より15年間とします。ただし、資格期間満了の2ヶ月前迄に、会員から申し出がある場合に限り、会員は、会社所定の年会費を新たに支払うことにより、会員資格を更に1年間継続できるものとし、その後も同様とします。

## 第9条(会員証)

1. 会社は、会員に会員証を発行します。
2. 会員または会員が指名した利用者は、本倶楽部の施設を利用する場合は必ず会員証を携行し、係員に提示していただきます。
3. 会員は、会員が指名した利用者以外の者に会員証を貸与または譲渡することはできません。
4. 会員は、会員証を紛失した場合には、直ちに届け出、所定の手続きにより、再発行の申請をするものとします。なお、再発行については、所定の手数料をいただきます。
5. 会員は、会員証の貸与、盗難およびその他理由の如何を問わず、会員以外の第三者が会員証により本倶楽部の施設を利用した場合、当該第三者と連帯してその利用料金等の支払いを含むすべての責任を負うものとします。

## 第10条(除名・会員資格の停止)

会社は、会員または会員が指名した利用者において次の各号のいずれかに該当する行為があつた場合には、当該会員の資格を一時停止、または除名することが出来るものとします。

- ① 年会費および利用料金等の支払を滞納し、期限を定めた催告にも応じないとき
- ② 本倶楽部の名誉、信用を毀損または秩序を乱したとき、もしくは、その虞が極めて強いと認められたとき
- ③ 本倶楽部の施設、設備を故意に破損したとき
- ④ 本会則その他本倶楽部の定める諸規定に違反したとき
- ⑤ 第7条に定める会員資格の無いことが、後日判明したとき
- ⑥ 刑法上の罪名またはその他の法律の刑罰法規により禁固以上の刑を含む罪名で起訴されたとき、またはその嫌疑を受け社会的信用を失ったとき
- ⑦ 営利を図る目的をもって、自ら利用しまたは第三者に利用させたことが判明したとき
- ⑧ その他処分を相当とする行為があつたとき

## 第11条(会員資格の喪失)

会員は、次の各号に該当する場合は、その資格を失うものとします。

- ① 退会
- ② 死亡
- ③ 破産、解散、清算等
- ④ 除名

## 第12条(保証金)

- ① 保証金は、無利息とし、会員証発行日(従前の契約コースへ変更する前に発行した旧会員証発行日)より満15年間預るものとします。
- ② 会員が前項の保証金湯宅期間中に会員資格を喪失したときは、別途定める細則の返還率にもとづき算出された保証金を返還します。
- ③ 会員が第8条により、会員資格を継続する場合は、その継続の期間中引き続き保証金を預るものとします。
- ④ 会員が年会費の未納および会員の故意・過失にもとづく本倶楽部施設内での人的、物的損害に対する損害金を、支払いの催告を受けたにもかかわらず弁済していない場合には、会社は、上記保証金を弁済に充当することができるものとします。
- ⑤ 前項にて保証金より弁済に充当した場合、会社は会員に対して1ヶ月の期間を定めて催告し、会員は、保証金の不足額を会社に支払うものとします。
- ⑥ 第1項の預託期間満了後または会社が第19条により本倶楽部を閉鎖する場合、会社は、所定の手続きに従い、保証金を会員に返還します。

#### 第13条(償却保証金)

- ① 償却保証金は、無利息で会員登録発行日から15年間預るものとし、会員登録発行日の翌年度より15年間、定額を毎年償却し、15年間で全額償却するものとし、
- ② 会員が、前項の償却保証金預託期間中に会員資格を喪失したときは、当該資格を喪失した年度で償却保証金の償却は停止するものとし、会社は、所定の手続きに従い、償却保証金の償却残額を会員資格喪失者、またはその承継人に返還します。ただし、会員が、退会または除名により会員資格を喪失したときは、会社は、償却保証金の償却残額を、前項の償却保証金預託期間満了後に返還することができます。
- ③ 会社は、第19条により本倶楽部を閉鎖する場合は、所定の手続きに従い、償却保証金残額を、会員に返還するものとし、
- ④ 会社は、会員が年会費の未納および会員の故意・過失にもとづく提携先医療機関の施設内での人的、物的損害に対する損害金を、支払いの催告を受けたにもかかわらず弁済していない場合には、第1項の償却保証金を弁済に充当することができます。
- ⑤ 前項により償却保証金を弁済に充当した場合、会社は、会員に対して1ヶ月の期間を定めて催告し、会員は償却保証金の不足額を会社に支払うものとし、
- ⑥ 会社は、前条の保証金および本条の償却保証金の償却残額を会員に返還する際、会社が当該会員に対し債権を有する場合は、保証金および償却保証金の償却残額の合計額と当該債権とを対当額で相殺します。

#### 第14条(譲渡、質入れ等担保の禁止)

会員の保証金および償却保証金に対する権利は、会社の承認を得て、会員資格を譲渡する場合を除いて、他に譲渡または質入れなど担保に供することはできないものとし、

#### 第15条(年会費)

1. 会員は、別途細則で定める年会費を会社に納入するものとし、
2. 会員は、年会費の支払を滞納した場合は、会則10条①により会員の資格を一時停止、または除名となっても異議を述べないものとし、
3. 会社は、検診券の有効期間が過ぎた場合でも、年会費を返還しないものとし、
4. 会社は、経済情勢の変動等により、年会費を変更できるものとし、
5. 会員は、年会費その他の本倶楽部に関連する債務を弁済期に支払わなかったときは、会社に対し、不履行の日の翌日から年6%の割合による遅延損害金を支払わなければならないものとし、

#### 第16条(名義変更)

1. 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合、会員の名義を変更することができます。
  - ① 第三者に対する譲渡
  - ② 相続
  - ③ 商号変更(合併、会社分割含む)
  - ④ 改姓、改名
2. 前項における名義変更に伴う手数料は、細則で定めます。
3. 会社は、経済情勢の変動等の理由により、名義変更に伴う手数料を変更できるものとし、

#### 第17条(会員の権利)

会員は、細則で定めるメディカル・サービスを受けることができるほか、本倶楽部が位置しリゾートトラスト株式会社が運営する「エクシブ山中湖」内の付帯施設を所定の料金で利用できます。なお、会員は、メディカル・サービスを受ける場合、その検診データを各提携先医療機関が医学の発展進歩に寄与するための研究情報とすること、および細則に定めるメディカル・サービス提供のために利用することを了解するものとし、

#### 第18条(会員以外の施設利用の特例)

会社は、会員の利用に支障のない範囲内で、医療施設を、会員以外の者に利用させることがあります。

#### 第19条(施設の閉鎖・利用制限)

会社は、次の場合、医療施設の全部または一部を閉鎖またはその利用を制限することができるものとし、

1. 天災その他により開場が不可能なとき
2. 施設の改造または補修のとき
3. 法令の制定改廃等により施設が使用できないとき
4. 行政指導等のとき
5. 経営上重大な理由があるとき
6. 十分な役務の提供ができない等のやむを得ない事由が生じたとき

#### 第20条(変更届)

1. 会員は、住所または連絡先等入会契約書に記載した事項に変更がある場合は、速やかに会社に変更届を提出するものとし、
2. 会社の会員に対する通知などは、届出住所宛にすれば足りるものとし、

#### 第21条(倶楽部理事会)

1. 本倶楽部には理事会を設置し、以下の役員をおきます。①理事長 1名 ②理事 5名以上20名以下 ③監事 2名以内
2. 理事長、理事および監事は、会社が委嘱し、各理事の役職は、会社が定めます。
3. 理事長は、必要に応じて理事会を召集し、その議長となります。
4. 理事長が不在の時は、他の理事がこれを代行します。
5. 役員任期は、選任されたときから2年間とします。ただし、再任を妨げないものとし、

#### 第22条(理事会の管掌事項)

1. 本倶楽部理事会は、次の事項をつかさどります。
  - ① 倶楽部運営に係る会社への助言・提案
  - ② 医療倫理についての指導・啓発
2. 理事会の決議は、2分の1以上の理事が出席し、出席理事の過半数をもって決めます。ただし、委任状の提出をもって、出席に代えることができるものとし、

#### 第23条(会則等の改正等)

1. 会社は、法令の規定に従い、本倶楽部の会則、細則および利用規程その他これらの書面内で言及のある規程等(以下「会則等」といいます)を変更することができるものとし、変更後の内容は、変更前に入会した会員にも適用されるものとし、
2. 前項の変更は、会報誌への掲載、会社のホームページへの掲載、郵送またはEメールのいずれかの方法により、会員へ通知するものとし、
3. 前項の通知は、変更対象となった規定の適用を受ける会員に対して行えば足りるものとし、

#### 第24条(管轄裁判所)

会社と会員との間の紛争に関して訴訟の必要が生じた場合は、会社の本店または支店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを予め合意していただきます。

#### 第25条(定めのない事項等)

本会則に定めのない事項については、その都度会社が決定します。

(2023年4月1日改定)

# HIMEDIC山中湖倶楽部（併行型） 利用規程

## ＜ご利用について＞

- (1) 本倶楽部会員は、下記入会コースの検診券枚数に応じエクシブ山中湖内の医療施設にて検診を受けることができます。

会員種別	検診券枚数（年間）	年会費	サービス内容
個人会員総合コース （記名式）（無記名式）	2枚	38万5千円 （税込）	○検診券1枚でガン・脳・心臓のうちいずれか1つの 専門コース検診を受けられます。  ○検診券2枚でガン・脳・心臓の総合コース検診を 受けられます。 （専門コースの会員様は除きます。）
法人会員Sコース （無記名式）	2枚	38万5千円 （税込）	
法人会員Aコース （無記名式）	3枚	60万5千円 （税込）	
法人会員Wコース （無記名式）	4枚	82万5千円 （税込）	
法人会員Bコース （無記名式）	6枚	121万円 （税込）	
法人会員Cコース （無記名式）	10枚	198万円 （税込）	
オプション	1枚	16万5千円 （税込）	

(注1) 上記年会費には、別途消費税が必要となります。

(注2) 個人会員記名式は、記名者本人の利用に限ります。（個人会員総合コースには、無記名式もあります。）

- (2) 記名式は、会員ご本人の利用に限りますが、無記名式は、会員もしくは会員が指名した利用者が本倶楽部会員証（同機能の電磁的記録その他代替物を含みます。以下、同じ。）、検診券を持参することにより、会員資格で検診を受けることができます。ただし、ご予約時にご利用者名を確定して下さい。
- (3) 検診時のご宿泊は、エクシブ山中湖内の倶楽部専用ルームをご利用していただけます。検診には、1つの専門コースで1泊2日、総合コースで2泊3日（医療施設が翌日休診の場合には、1泊2日の総合コース検診も可能です。）が必要です。
- (4) ご宿泊は、無料ですが、レストランその他エクシブ山中湖付帯施設をご利用の場合は、所定の料金を負担していただけます。ただし、検査終了当日の宿泊については、ご希望により所定の料金にてご利用いただけます。（倶楽部専用ルームご利用の場合）
- (5) 同伴者のご宿泊は、同室利用に限り認め、無料とします。
- (6) ホテルのチェックインは検診前日の午後3時よりエクシブ山中湖フロントにて行います。チェックイン時には、本倶楽部会員証をご提示下さい。
- (7) 検診の受付は、検診当日の指定時間までにエクシブ山中湖地下2階の医療法人社団ミッドタウンクリニックで行って下さい。なお、検診受付時には、ご利用の検診券、受診案内、問診票等をご持参下さい。また、受付にて会員証または身分証明書をご提示下さい。
- (8) ホテルのチェックアウトは、エクシブ山中湖フロントにて行います。エクシブ山中湖の付帯施設のご利用がございましたら精算してください。

## ＜ご利用のお申込について＞

- (1) 検診、宿泊とも、完全予約制です。ご予約のお申し込みは、クラブデスクにお電話下さい。  
クラブデスク TEL 0120-373-388
- (2) ご利用日(予約)は、ご入会後、会員ごとに、定期的に検診できるように占有日期間の設定された、検診カレンダーが交付されますので、その占有日期間内から、ご希望の検診日をお選び下さい。ご予約につきましては、お申込順に決定いたしますので、予約状況によってはご希望に添えない場合もございます。あらかじめご了承下さい。
- (3) ご予約は、前年度の検診日より占有日期間の2ヶ月前までに必ずクラブデスクへご連絡下さい。
- (4) ご予約時には、ご希望のご利用日、会員名、会員番号、受診コース名、ご利用者名、ご利用の検診券番号、同伴者の有無等をお申し出下さい。
- (5) 検診日確定後、原則受診日の3週間前に受診案内等、検査時必要書類を送付します。ただしフローティングでご予約された場合は、この限りではありません。
- (6) 万が一、占有日期間内に検診を受けられない場合は、2ヶ月前までに必ずクラブデスクへご連絡下さい。占有日期間外のご予約は、占有日期間の方が優先の為ご希望の検診日の1ヶ月前より受付開始とさせていただきます。なお、ご予約もなく占有日期間が経過した場合および何等の連絡もなくご予約当日にお越しにならなかった場合は、その年度の権利を消化したものとみなします。
- (7) 検診結果は、検診後約2週間で郵送にてご連絡します。
- (8) 刺青または、刺青と誤解を受けるもの等をされている方は検診及びメディカルサービスをお受けいただくことができません。
- (9) 提供するサービスを正しく理解して検診を受診していただくために、医療通訳を帯同いただく場合がございます。医療通訳の費用はご負担いただけます。

## ＜サロン施設のご利用について＞

本倶楽部会員は、全国に展開するサンメンバーズエクセレントクラブ(サロン)が、本倶楽部会員証を持参することによりご利用できます。

### 【インフォメーション】

ペースメーカーを装着されておられる方は、MRI検査が受けられません。また頭部手術(クリッピング)、インプラント、義眼、人工弁等を装着もしくは内々にある方については、MRI検査が受けられない場合があります。その他検査機器によっては検査ができない場合がありますので医療機関(受診施設)にご確認下さい。

◎上記内容については、一部変更される場合があります。

◎検診内容の詳細については、受診案内でご案内します。

(2023年4月1日改定)